

岩手県大船渡市林野火災による被災木の森林土木工事への利用推進について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、平成以降国内最大規模となる3,370haの森林が被災し、その復旧のためには被災木の利用促進が課題となっています。

これを受け、岩手県では研究開発機関による被災木の強度試験を行い、火災発生から概ね4か月間経過したスギ被災木の強度性能が健全木と遜色がないことを確認した上で、森林土木工事への積極的な利用が推進されているところです。

については、国有林においても被災森林の早期復旧と民有林支援を進める観点から、森林土木工事への被災木の利用を推進し、令和8年4月1日以降に関係資材を調達する工事から適用することとしたので、お知らせします。

記

1 対象範囲

当面は、青森県、岩手県及び宮城県内の森林管理（支）署が発注する治山工事及び林道工事（以下、「対象工事」という。）を対象とする。

2 適用する工種

コンクリートを用いる治山ダム、土留工、擁壁工等の木製残存型枠及び外力を考慮する必要のない工種とする。ここで、外力を考慮する必要がない工種とは、構造・安定計算を必要としない木材を利用した工種のうち、丸太積土留工や木製ブロック積工、木製フトンカゴ工等の土留機能を果たす構造物を除いたものをいう。

3 入札参加者への周知

対象工事の特記仕様書に「岩手県大船渡市林野火災による被災木の利用を推進する工事である」旨記載することとする。

4 被災木の利用証明

被災木が利用されたことの証明は、資材の製作所等が納品の際に発行する書類に、「岩手県大船渡市林野火災による被災木を利用した製品である」旨の記載があることを確認することをもって行う。

5 工事受注者の評価

対象工事において、被災木が利用された場合は、受注者に対し、工事成績評定の「創意工夫」項目において加点対象とする。なお、被災木が利用されなかった場合であっても、減点対象としない。

お問い合わせ先： 東北森林管理局

計画保全部 治山課 TEL 018-836-2260

森林整備部 森林整備課 TEL 018-836-2163